

# 刑弁でGO!

第9回

トピック

## 量刑データベース構築へ向けて

刑事弁護委員会副委員長 大橋 君平 (55期)

裁判員制度の実施に伴い、量刑データベースの重要性に注目が集まっています。

裁判員裁判での量刑判断は、「裸の国民感覚」そのままではなく、「裁判実務の蓄積に基礎を置く量刑に係る資料」を踏まえて行われるべきと考えられているからです。

たしかに、かなりの幅のある法定刑の中から宣告刑を量定するためには、何らかの基準が必要です。量刑の公平性という観点を無視することもできません。

そのため、最高裁判所から、弁護士・検察官がともに利用できる形で、「裁判員裁判用の量刑検索システム」が提供されます。裁判員裁判では、裁判所から、この量刑検索システムをもとに裁判所が作成した「量刑分布グラフ」が、裁判員に資料として提供されるということが起こってくるものと思われます。

そして、裁判所から提供される量刑データベースに頼るだけではなく、弁護士会でも独自にデータベースを構築する必要があるのではないかとということが、広く議論されるようになってきています。

この点、裁判所の量刑データベースは、平成20年4月以降の対象事件を全国分登載しており、少なくとも将来的には、全国の裁判事例を網羅的に収集して登載していくことが予定されていますので、量刑の幅を示す統計資料として正確なものになっていくということはいえます。

しかしながら、弁護士は、弁論の際に、裁判員に対して、その事案についての具体的な量刑指標を提供しなければなりません。それも、裁判員が、量刑データベースから読み取れる量刑の幅を知っている

ことを前提として、事案の内容を踏まえた、刑を軽くすべき理由についての説得的な主張をすることが期待されるのです。おそらく、今後は、「懲役〇年が相当」という結論を明示した上で、その事案に特有の事情を挙げて、その事情を被告人に有利に斟酌すべき理由を説得的に述べるという弁護活動が主流となることでしょう。単に、統計的な意味での量刑の幅を示して、その範囲内で「寛大な刑」を求めただけでは、全く足りないのです。

そうすると、弁護士としては、特に量刑の幅の上限・下限近くの事案について、その量刑要素を正確に分析して、それらの事案の射程について弁護人なりの評価を行い、それに基づく意見を述べるのが重要な意味を持つ場合が多くなると考えられます。事案によっては、関連性のある事案の判決書を証拠提出することが非常に重要な意味を持つこともありうるでしょう。

そうであれば、弁護活動の観点から検索が容易となるように情報を整理したデータベースが存在し、必要に応じてデータベース登載事案の判決書を入手できれば、弁護活動の力になることは間違いありません。

そこで、現在、弁護士会サイドで、量刑資料を収集し、分析し、蓄積していくための議論が、全国的に行われています。今後、担当事件についての情報提供を弁護士会から求められた際には、是非、ご協力をお願いします。

## 初めての刑事事件

会員 江黒 早耶香 (61期)

## 当番出動

電話を受けてすぐに出動し、緊張しながら警察署で被疑者と面会しました。罪名は公務執行妨害。外出中に体調を崩し、お金がないまま病院に行き、診察を受けた際にもめたのか、通報に応じて臨場した警察官に対してナイフを示す等したという事案でした。被疑者は、犯行を概ね認めていましたが、警察官の自分に対する扱いに強い憤りを持っていました。また、糖尿の持病がある上、精神科にもかかっており、非常につらいので、すぐに精神科を受診して入院したいと強く訴えていました。

病状が悪化しては大変だと思い、署の留置係の方と担当検事に電話で本人の希望を伝えましたが「勾留に耐えるか否かはこちらも判断しています」というだけの返答でした。また「勾留の必要性はない」とも主張しましたが、はっきり否定され、むしろ公判請求相当だということです。そこで、検事に対して、被疑者の精神科受診希望を伝える書面をすぐに提出しました。

その後、簡易鑑定が実施され、被疑者本人も安心したようで、措置入院でもどんな形でもいいので、適切な医療措置を受けたいと言っていました。

## 検事と面談

鑑定の結果を検事に確認したところ、措置入院は難しいという結論でした。

ところが、検事から意外な連絡がありました。被疑者の精神状態がよくないという訴えは本人から聞いている、入院したいという希望も聞いているのだが、本当だろうか、もしそうであれば同意入院を条件に公判請求しないことも検討するというのです。

被疑者は、起訴後の長期の勾留にはとても耐えられないと訴えていました。被疑者には精神病による入院歴があり、区役所等で被疑者を担当するケースワ

カーがいたことから、何とか公判請求を回避するべく早速ケースワーカーに入院先の手配をお願いしました。しかし勾留満期まで1週間、検事取調べの予定まであと3日。手配が間に合う状況ではありませんでした。

そこで、ケースワーカーの意見やこれまでの被疑者の病状と入院歴を検事に直接伝えるために、書面を持って東京地検に乗り込みました。

不慣れで地検と区検察庁の建物を間違えたりしましたが、何とか検事に会うことができ、同意入院先の確保が難しいこと、被疑者が長期の勾留には耐えられないことを説明しました。

## ケースワーカーの存在

入院先の確保等に実際に動いてくださったのは、ケースワーカーの方々です。当初から、被疑者の希望でケースワーカーとは密に連携をとり、様々な助言をいただき、本当に勉強になりました。

同意入院先は、ケースワーカーに尽力していただきましたが、見つからなかったため、検事の方でも探すことになりました。

## おわりに

最終的には、入院先が見つかりませんでした。処分は略式命令で罰金となり、釈放後に自分で治療を受けてもらうことになりました。

当初は公判請求を覚悟していたことを思うと、やはり検事に直接会って話したことが大きかったと思います。必要だと思う情報は、遠慮せず検事に伝えるべきだということを痛感しました。また、ケースワーカー等の専門家との連携の重要性もよく理解できました。そのお蔭で被疑者にとっても何とかよい結論になったのではないかと考えています。お世話になった皆様に心からお礼申し上げます。